

第9回 総務厚生学教委員会

令和6年6月13日（木） 5階 第1委員会室	開会 8時55分 閉会 9時35分
---------------------------	----------------------

午前8時55分 開会

○委員長（柴田幸一郎君）

おはようございます。少し早いようですが、令和6年第9回総務厚生学教委員会を始めさせていただきますと思っています。

傍聴の申出がありましたので、これを許可させていただきます。

また、暑いので、上着の着脱は自由とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年第9回総務厚生学教委員会を開会いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

これより、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔な発言をお願いいたします。

また、執行部の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、議第42号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

総務部次長 工藤嘉高君。

○総務部次長（工藤嘉高君）

おはようございます。それでは、議第42号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案集の19ページ、議案資料は22ページをお願いします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市税条例の改正を行うものです。

議案集22ページの新旧対照表で説明させていただきます。

初めに、第35条の改正は、公益信託制度改革による所得税法の改正に伴い、公益信託の信託財産とするために支出した「公益信託にかかる信託事務に関連する寄附金」を寄附金控除の対象とするよう改正するものです。

第1項中、アンダーラインのところですが、「若しくは金銭」を「寄附金」に改め、同じく第9号では、「公益信託の信託財産とするために支出した金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関

連する寄附金」と修正します。

次に、第64条の3の改正は、私立学校法の改正により生じた条項ずれ及び文言の修正を行うものでございます。

次に、23ページをお願いします。

附則の第4条の2を削る改正は、第35条の改正と同様に、公益信託制度改革により特例措置が廃止されたことによるものでございます。

議案集の19ページをお願いします。

附則の第1条で施行期日を、第2条で経過措置を定めております。

施行日は令和7年4月1日です。ただし第35条の第1項の修正、附則第4条の2の削除は、「公益信託に関する法律」の施行日の属する年の翌年の1月1日となります。

以上、議第42号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（柴田幸一郎君）

ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

基本的なとこやけど、条項ずれは分かるんやけど、文言の修正で、寄附金から金銭を省くとか、金銭から、寄附金からっていう、その金銭と寄附金が、今までは別個になってたやつが一緒っていうことの認識になったっていうことですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

総務部次長 工藤嘉高君。

○総務部次長（工藤嘉高君）

ここで言う寄附金っていう言葉の中には、お金と、さらに物の価値等も含めたことで「寄附金」という言葉になるそうなので、今回、ここで「金銭」とだけ書いてあるんですけども、これを全部合わせて「寄附金」というふうにしたということです。

○委員長（柴田幸一郎君）

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

お金でなくても、物品も寄附金の中に含まれるということの解釈になったということですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

総務部次長 工藤嘉高君。

○総務部次長（工藤嘉高君）

それが今回、こういうふうに寄附金というふうに直したかというところは、本当のところは分からないですけども。

意味は、寄附金と金銭とか物の価値っていうのを今回、改正と同時に変えたということだと思います。

ます。意味としては、「寄附金」という言葉で一つにして。

○委員長（柴田幸一郎君）

7番 辻 正之君。

○7番（辻 正之君）

関連になりますけれども、物でも寄附金になるということと思われたんですが、そうしますと、この「寄附」だけでいいのではないか。「金」というのは要らないんじゃないかと思うんですけれども。

○委員長（柴田幸一郎君）

総務部次長 工藤嘉高君。

○総務部次長（工藤嘉高君）

この改正については、上位法にのっかって変えておりますので、上のほうがこの「寄附金」という言葉でやっておるので、寄附金に直しますが、いろいろ調べると、やはり寄附だけですと、物だ、お金だっていうのが分かる。寄附金までについて、さっきのお金と物の価値というふうなことが分かるってところで、調べものをするとそうなりますので、わざわざ「寄附金」としていると考えております。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほか、ありませんか。

2番 成瀬徳夫君。

○2番（成瀬徳夫君）

理事（兼）総務部長が見えますんで、ちょっとお聞きしたいんですけど、今回、地方税等の一部を改正する法律（令和6年度法第4号）の交付により条文の整備を行うということで、今回、条例の制定がなくなるんだけど、この中で、ちょっと見ていると、准看護師という字が間違っとか、それから、臨床検査技師が、技師の「師」が違っとか。そういうのっていうのは、これは改正されたのが2002年ぐらいじゃないかなと思うんだけど、それまで、今まで放ってあったっていうことなのかな。

そういうチェック、そういう条例の適正なチェック機能っていうのは、瑞浪市はないのかなっていうことをちょっと私、疑っちゃったんだけど、その辺は部長、どうなんですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

ちょっと今回の件がどういういきさつだったかっていうこと、私、承知していませんけれども、一般的に条例の中で間違いがあることがあります。実際、誤植だったりとかしたところであるんですけど、その都度その都度、それを見つけて直していくということをしてなくて、こういう改正があったときに、全体を見る中で見つかった場合には、字をが間違ってたというのは修正、そのときに修正させていただくという形を取っております。

分かってても、あえてそれだけで条例改正をお願いするということはせずにおりますので、ちょっとその辺だけ御理解いただければと思います。

過去のいきさつからこの言葉が、どこかまでこの言葉が正しかったのかもしれませんが、どうっていうのもあるかもしれませんので、それがはっきり分からないところもありますので、そのような形で修正が、条例の改正をやるときに併せて直させていただくというような形を取っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

2番 成瀬徳夫君。

○2番（成瀬徳夫君）

まあ、条例ってというのは、やはりそんなんでもいいのかなという気がするんですけど、結局、20年間放ってあったということですね、これ。条例についてはね。

だから、そういうところなんで、やはりそういうチェック機能をするところが市役所には必要じゃないかなと、私はこういうふうに考えたんですけども、執行部もいろいろ検討してみてください。お願いします。

○委員長（柴田幸一郎君）

理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

おっしゃることはごもっともで、分かります。我々のところでは、総務部が総務課の行政係というところは、法令関係を考えておりますので、そこで、こういった形でおかしいものが見つければ対応しておりますけれども、全てのものを全部チェックするのはなかなか難しいものですから、こういったところで分かったときに、そのほかの事由の改正と同時に直していく形を取っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第42号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第42号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第43号 瑞浪市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

健康福祉部次長 藤本敏子君。

○健康福祉部次長（藤本敏子君）

おはようございます。それでは、議第43号 瑞浪市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案集の21ページ、議案資料の24ページをお願いします。

今回の改正は、こども基本法の施行により、子ども・子育て会議の所掌事務として、既存の各法令に基づく計画を「瑞浪市こども計画」として一体的に審議、策定するため、関係する3本の条例改正を3つの条建てで行うものです。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第1条は、瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部改正です。

条例第1条について、瑞浪市子ども・子育て会議にて、こども施策に係る審議等を行うため、こども基本法第13条第3項を加えております。

条例第2条第3号では、所掌事務について、瑞浪市子ども・子育て支援事業計画を包含し、瑞浪市こども計画として審議し意見を述べることに改めております。

次の第2条は、瑞浪市附属機関設置条例の一部改正です。

別表中、瑞浪市次世代育成支援対策地域協議会が審議する次世代育成支援行動計画に関し、瑞浪市こども計画として一体的に策定し、子ども・子育て会議で審議するため、「当協議会」を削っております。

25ページをお願いします。

第3条は、瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

別表中、次世代育成支援対策地域協議会委員の報酬についても、第2条と併せて削っております。議案集22ページをお願いします。

附則において、この条例の施行日を公布の日としております。

以上、議第43号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員長（柴田幸一郎君）

お疲れ様でした。

これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

削られた委員会、次世代育成支援対策地域協議会委員って、一応、示されとる人があるわけやね。

この人たちは今度、どういう形の人になるわけやね。

○委員長（柴田幸一郎君）

健康福祉部次長 藤本敏子君。

○健康福祉部次長（藤本敏子君）

全部含まれてまして、子ども・子育て会議の委員さんがそれを担うという形になります。

○委員長（柴田幸一郎君）

よろしいでしょうか。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第43号 瑞浪市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第43号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第44号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

健康福祉部次長 藤本敏子君。お願いします。

○健康福祉部次長（藤本敏子君）

それでは、議第44号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案集の23ページ、議案資料の26ページをお願いします。

今回の改正は、昨年、閣議決定しました「こども未来戦略」において、保育士等職員の配置基準の改善を図ることなどが示されたことに基づき、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことによるものです。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第29条第2項第3号については、「小規模保育事業所A型」の保育士の数を、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね「20人につき1人」を「15人につき1人」に改め、同項第4号では、保育士の数を、満4歳以上の児童おおむね「30人につき1人」を「25人につき1人」と改めます。

第31条第2項第3号及び第4号は、「小規模保育事業B型」の保育従事者の数を、第44条第2項第3号及び第4号では、「保育所型事業所内保育事業所」の保育士の数を、第47条第2項第3号及び第4号では、「小規模型事業所内保育事業所」の保育従事者の数を、同様に改めます。

議案集23ページをお願いします。

附則において、この条例の施行日を公布の日としております。

以上、議第44号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員長（柴田幸一郎君）

お疲れ様でした。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

5番 樋田翔太君。

○5番（樋田翔太君）

小規模保育型事業所A型ですね。うちだと該当する園が幾つあって、そこで求められる対応はどういうことか、教えてください。

○委員長（柴田幸一郎君）

健康福祉部次長 藤本敏子君。

○健康福祉部次長（藤本敏子君）

小規模保育型事業所A型は、うちは3つございます。もりの愛保育園、中京けいめい保育園と今年度できたまんまる保育園と、この3つになりますが、全てゼロから2歳児の採用となっておりまして、今回は3歳以上というところは対応がございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（柴田幸一郎君）

続いて、どうぞ。

○5番（樋田翔太君）

すみません。ちょっとずれるかもしれませんが、その3歳以上児を預かるのは県許可なんで、その県の許可がないと3歳以上の子は預からないという認識でいいでしょうか。

○委員長（柴田幸一郎君）

健康福祉部次長 藤本敏子君。

○健康福祉部次長（藤本敏子君）

家庭的保育所でも3歳児を預かることは可能なんですが、瑞浪市としては今、ゼロ歳から2歳までの未満児の保育の事業所しかないという形にはなります。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第44号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第44号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第45号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

高齢福祉課長 梅村やよい君。

○高齢福祉課長（梅村やよい君）

それでは、議第45号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案集の24ページ、議案資料の28ページをお願いします。

今回の改正は、地域包括支援センター職員の員数を常勤換算方法によることを可能とすること。

1のセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を、当該複数のセンターに配置することにより、当該1のセンターが、それぞれ3職種の配置基準を満たすものとすることを可能とすること。
センターに置くべき主任介護支援専門員の更新期間を明確化すること。

以上、3点について、所要の改正を行うものとなります。

それでは、新旧対照表をお願いします。

第2条第1項では、地域包括支援センターの職員は、原則、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種を配置することとしておりますが、その員数について、地域包括支援センター運営協議会が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して、必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとするものでございます。

第1項第3号では、センターにおくべき主任介護支援専門員の定義について、原則5年ごとに更新されるよう更新期間を明確化するものでございます。

また、29ページ、同条第2項では、1の地域包括支援センターが配置すべき職員について、3職種の配置を原則としつつ、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数拠点で合算して3職種を配置することができるよう、条件を緩和するものです。

ただし、この場合においては、1のセンターにおいて、3職種のうちいずれか2以上の常勤職員の配置をするものとします。

第3項及び附則においては、本条例の改正に伴いまして、条文の整備を行うものです。

議案集をお願いします。

26ページ、附則において、施行期日を公布の日からとしております。

以上、議第45号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

お疲れさまでした。

これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第45号 瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第45号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

次に、議第49号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

それでは、議第49号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について説明いたします。

本議案は、地方自治法第291条の3の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約を変更することについて、同法第291条の11の規定により、本市議会の議決を求めるものでございます。

議案集の30ページ、議案資料34ページの新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の別表第1中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、令和6年12月2日以降、「被保険者証」及び「資格証明書」の発行が終了し、被保険者の資格に係る情報は、厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付等により、被保険者に提供することから、「広域連合の処理する事務」の規定中、「関係市町村が行う事務」の内容を変更し、規約を変更するものです。

議案集の30ページをお願いします。

附則において、本規約の施行期日を令和6年12月2日とします。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

お疲れさまでした。

これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

単純に、被保険者証と資格証明書が一つになるという感覚でよろしいですか。

○委員長（柴田幸一郎君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

これは、12月2日から、今の紙の保険証が廃止されます。その代わりになるものでして、例えば、資格確認証というものについては、マイナンバーカードをお持ちじゃない方、もしくは、お持ちで

も保険証としての利用登録をなさっていない方、そのほか、例えば、DVなどで御自分の状況について資格の確認ができない方などについて、保険証の代わりになるものですね。保険証に記載されるべき事項を証明した確認書というものを発行しております。

これ「等」というふうになっておりますが、そのほか、例えば、マイナンバーカードの保険保険証ができる方についても、資格情報のお知らせというものを交付しまして、その方についてはこちらの資格がどのようになっているのかということを簡易に確認できるようなものを発行する予定でおります。

以上です。

○委員長（柴田幸一郎君）

はい、どうぞ。

○6番（小木曾光佐子君）

ってことは今言われたように、保険証としてマイナンバーカードを利用している方も案内が出るということでしょうか。

○委員長（柴田幸一郎君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

様式については違うものですし、名称が違いますが、どなたにも何らかの証明が郵送されます。

○6番（小木曾光佐子君）

はい、分かりました。

○委員長（柴田幸一郎君）

7番 辻 正之君。

○7番（辻 正之君）

今の証明書なんです、それはマイナンバーとその2種類が出るということですので、そのマイナンバー以外のものでも、病院での健康保険証と同等の扱いができるかどうかをお聞きしたい。

○委員長（柴田幸一郎君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

12月2日に現行の保険証の新たな発行というのが廃止されていますけれども、12月2日以降も今までどおりの保険診療を受けることができます。

この今の確認書というものがありますが、8月1日に後期高齢者医療保険の保険証については、一斉の更新がございます。そちらの保険証については、最長で1年間、岐阜県内の被保険者につきましては、最長で令和7年7月31日まで有効期限がございますので、そちらでもかかっていますし、それから、マイナ保険証を持っていたら、マイナ保険証でかかっていますし。

例えば、単に保険証の資格確認書というので、同じようにかかっていることができますので、そういうなくなっちゃった、マイナ保険証にしてないのでお医者さんにかかれない、保険診療が受

けられないということはありません。

○委員長（柴田幸一郎君）

ほかにはありませんか。

5 番 樋田翔太君。

○5 番（樋田翔太君）

附則、この規約は令和 6 月 12 月 2 日とありますが、何か変な日だと思って。この日には理由は何かありますか。

○委員長（柴田幸一郎君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

こちらが、先ほど申し上げました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づいて決まっているものでして、施行日についてもそちらで定められております。

○委員長（柴田幸一郎君）

ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第 49 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第 49 号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（柴田幸一郎君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、終了いたします。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

ここで、執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、議題1についてお話しさせていただきたいと思います。

皆さん、勉強会ご苦労様でございました。

この勉強会に対して、皆さんの感想をいただきたいと思っております。その感想や課題などについての発表についてなんですが、6月25日、一般質問終了後に、昼から行いたいと。

3番 熊谷隆男君。

○3番（熊谷隆男君）

昼前じゃいかんの。

○委員長（柴田幸一郎君）

昼前は一般質問がある。自分の感想をまとめておいてくださいというふうです。

それから、もう一つ。皆さんに報告があります。この委員会の視察のことについてです。

議長の予定と相手先の予定があって、7月24日、25日、まあ、1か月ちょっとあるんですけども、このぐらいにしたいと思っております。

24日に、大阪府の大東市、「おおひがし」と書いて大東市。こちらが午後で開始するんですけど、次の日の25日に大和郡山市という奈良県のところですが、ここ、向こうの都合上、2時半からじゃないと受入れができなかったんで、帰りが2時間かかったとして4時半にそこをすぐ出たとしても、奈良の盆地から瑞浪へ、多分京都に一回出たとして、新幹線で帰ってきたとしても。

詳細な工程表はまた後で配ります。また正式なものを送りますので、お願いします。

○6番（小木曾光佐子君）

一応、確定ということ。

○委員長（柴田幸一郎君）

よろしく願いいたします。

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、その他はございませんか。

6番 小木曾光佐子君。

○6番（小木曾光佐子君）

今回、勉強させてもらったことが事業評価に関することなんで、この委員会で勉強したんですけど、議員全部で共有するっていうことはされますか。

○委員長（柴田幸一郎君）

そうですね。一応、私、報告書を提出したいと思っておるんです。それをもって議員の皆さんに知っていただくというふうな考え方を持っております。

○6番（小木曾光佐子君）

はい、分かりました。

○委員長（柴田幸一郎君）

そのほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（柴田幸一郎君）

それでは、これもちまして、令和6年第9回総務厚生学教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れ様でした。

午前9時35分 閉会